

連続市民講座・2014年度前期

「緊張する東アジア国際関係—何が東アジア平和の障害となっているのか」
(2014年6月6日)

日韓関係と東アジアの平和

広島市立大学国際学部教授
金 榮 鎬 KIM, Yeongho

1. はじめに

いま、東アジアでは、地域協力・共同体づくりの勢いが衰えただけでなく、摩擦と対立が広がっている。協調から対立への東アジアの国際関係の反転は、2010年前後から顕著となった。領土問題や歴史問題のこじれ、中国の軍拡と海洋進出、日本の歴史抹消と集団的自衛権、日韓関係の不和と閉塞、北朝鮮の核・ミサイル問題、南シナ海での中国とベトナム・フィリピンの対立などである。

東アジアの中で日韓は、米国との同盟、成熟した市場経済、民主主義政治体制という3つを共有するユニークな関係にある。日韓は米国を要として米韓同盟と日米同盟を媒介に間接的な同盟関係にある。ところが、歴史問題や領土問題で不和を露呈し、ともに保守政権である安倍内閣と朴槿恵政府の間でさえ1年以上も首脳会談が開けない状態にある。

この連続市民講座では、第2回に玄大松先生が竹島（独島）問題、第3回に河上暁弘先生が日本の集団的自衛権、第4回に孫賢鎮先生が北朝鮮問題をお話しされるので、今回の「日韓関係と東アジアの平和」では、日韓の歴史問題と北朝鮮政策に焦点を当てたい。日韓の北朝鮮政策を考えるには、それと密接な関係にある米国と中国への認識（の日韓の差異）も議論することになる。

2. 日韓の相互認識（or イメージ）ギャップ

安全保障・政治体制・経済的諸関係・社会文化交流などの多くの側面からして、日韓関係には紛争や対立につながる構造的な要因は

みあたらない。軍事・政治・経済・社会の構造的な要因、物資的な要因がないにもかかわらず、なぜ摩擦と対立が繰り返され深刻化するのかといえば、非構造的な要因、非物質的な要因によるということになる。この非構造的・非物質的な要因を、相互の認識・イメージなどの間主観的な要因とひとまず呼ぶことにする。

間主観的な要因というと、客観的ではない、実体をはっきりしない、偏見や思い込みだと思われるかもしれない。確かにそうした点は看過できない。ただ、「間主観的な要因」は実際の外交関係を作り出す。相互の認識が相互の関係に影響を与えるのである。このような考え方は、国際政治学の「コンストラクティビズム」（構成主義）に相当する。

さて、国家間の対立や協調にかかわる間主観的な要因という視点から、日韓（および日中）の相互イメージがいかに食い違っているか、日本の日本評価と外国の日本評価の対立、外国の自国評価と日本のその国への評価の対立をみよう。今年4月7日の『朝日新聞』に掲載された、集団的自衛権問題に焦点を当てた世論調査が材料である（以下、資料1参照）。

第1に、安倍内閣が推進する集団的自衛権のための憲法解釈変更について、日本でも反対や慎重論が少なくない。だが、韓国および中国では日本よりもはるかに反対の声が強い。韓国よりも中国の方が強く反対するのは、集団的自衛権の標的が北朝鮮と中国にあるのだから当たり前かもしれない。しかし、いわば間接的な同盟関係にあり北朝鮮の核やミサイルの脅威に共通して向かい合っているはずの韓国の反対は、日本よりも明らかに強い。

第2に、中国への評価を含めて脅威認識が日韓で大きく食い違っている。中国の台頭は東アジアの平和と安定にとってプラスかマイナスかについて、日本では圧倒的に否定的であり、韓国ではやや否定的である。脅威に感じる国への答えを見れば、日韓の脅威認識は中国認識を含めて大きく食い違う。日本では中国脅威論が高いが、中国では日米同盟脅威論が高く、韓国では北朝鮮脅威論が最も高いとはいえ、中国脅威論より日本脅威論の方が高い。

第3に、日韓間でいわば自己イメージと他国からのイメージのギャップが極めて大きい。先に見た集団的自衛権でも中国の地域への影響でも、自国イメージと他国からのイメージが大きく対立して

いた。首相の靖国神社参拝や元「慰安婦」への補償でもこうした対立がはなはだしい。とりわけ、日本の「平和国家」イメージについては、日本と中国・韓国の間で完全に逆転している。

冷戦と権威主義政治体制の時期の韓国は、北朝鮮の抑止と北朝鮮との体制競争に国力を注いだ。政治権力は思想・言論・結社の自由を禁圧した。日本の平和憲法や専守防衛や非核 3 原則を評価する余地はなかった。民主化後・冷戦後の 1990 年代になると、日本の平和憲法や反核平和運動や沖縄の米軍基地運動への関心が広がった。

北朝鮮への和解協力政策を展開し南北首脳会談を実現した金大中大統領は、1998 年 10 月の訪日時の「日韓共同宣言」と日本国会演説で、日本の平和憲法と専守防衛を高く評価した（資料 2 参照）。その後、日本国会で有事関連諸法が通過し、2002 年以來の北朝鮮バッシングが強まり、小泉純一郎首相が靖国神社を例年参拝したが、2003 年 5 月に訪日した盧武鉉大統領も、金大中と同様に日本の平和主義を高く評価した。

ところが、近年の日本では加害認識、平和憲法、専守防衛が揺らいでいる。1998 年の日韓共同宣言には村山首相談話のお詫びと反省の文言が盛り込まれたが、第 2 次安倍内閣は河野官房長官談話と村山首相談話の見直しを掲げて出発し、憲法 9 条の「改正」あるいは集団的自衛権の行使のための憲法解釈変更を重要課題にしている。専守防衛原則は民主党政権時に見直された。日韓共同宣言で韓国政府が日本の平和主義を高く評価したその前提がいま、変えられようとしているわけである。

このように見れば、東アジアの安定と平和への日本の役割イメージをめぐる自国と他国の認識ギャップは、単に日本が「誤解されている」という思い込みではないといえることができる。

以上、国際関係の摩擦と対立における間主観的な要因に着目し、近年の日韓、日中の認識対立を概観した。以下では、日韓関係が間接的な同盟、市場経済と民主体制の共通性にもかかわらず、どのような認識対立を抱え、それらが相互にどのように関係しているのかについて、歴史問題、北朝鮮政策、中国認識の 3 点にわたって考えたい。

3. 日韓関係と東アジアの平和の課題

1) 歴史問題（＝脱植民地化問題）

日韓関係と東アジアの平和にとっての争点の第 1 に、元「慰安婦」問題＝日本軍性奴隷制問題、強制連行・労働問題、歴史教科書問題、日本首相の靖国神社参拝問題などの「歴史問題」がある。この 4 月と 5 月に日韓外務局長級協議で元「慰安婦」問題や戦時強制労働問題が議論されているが、見通しは明らかではない。

歴史問題はいくつか異なるレベルで考えることができる。一つ目は、安倍内閣と朴槿恵政府の間の不信である。二つ目は、日韓の国内政治の変化による「歴史問題」の浮上と拡大である。三つ目は、日韓の歴史問題がより広く、戦後アジアで封じ込められた「脱植民地化」問題だという点にかかわる。四つ目は、戦後補償に関する日韓の司法対立という側面である。

一つ目。朴槿恵大統領の当選が決まった時に日本政府は額賀福志郎・日韓議連会長を派遣した。韓国の保守政権の再選に対して、安倍内閣は期待するところが大きかったはずである。安倍首相と朴槿恵大統領はともに保守であるばかりか、祖父や父の代の因縁さえ共有する。事実、安倍内閣は 2 月の竹島記念式典の政府主催を保留した。続いて、朴槿恵大統領就任式に麻生太郎副総理が出席した。だが、麻生は「植民地支配や侵略かどうかは国によって見方が異なる」と述べた。これは間違いなく朴槿恵に第 2 次安倍内閣への不信を抱かせた。その直後の昨年 4 月、安倍首相が国会で「侵略という定義は学界的にも国際的にも定まっていない」という、事実と反する考えを表明した。こうして、日韓の両新政権は発足直後から不信の関係で出発したわけである。

二つ目の日韓の国内政治の変化とは、過去の歴史をどう見るかという「歴史問題」が日韓で逆方向に変化したことをいう。

たとえば、安倍首相は、北朝鮮による拉致問題といわゆる「自虐史観」批判で首相に上り詰めた経緯がある。首相再選に際しても、原発問題や労働問題は後ろに置き、憲法 9 条と集団的自衛権とともに、領土問題、歴史問題、元「慰安婦」問題、拉致問題での強硬政策を前面に掲げた。しかも、近年の日本では、「慰安婦はもうか

る商売だった、売春婦だ、強制はなかった」「南京事件はまぼろしだ、でっち上げだ、虐殺はなかった」などの歴史抹消（「歴史認識」ではない！）のメッセージを日本の国家的人物がさかんに発している。歴史問題の対立が緩和されるどころか、いっそうこじれている一因がここにあると思われる。

今日の報告では認識対立、イメージ対立に着目している。歴史問題も、しばしば歴史認識問題と言われる。しかし、近年の日韓の認識対立、イメージ対立の深まりは、認識の対立である以前に、事実の有無、事実の承認をめぐる対立に大きく起因していると筆者は考えている。

一方、韓国では、歴史問題や元「慰安婦」問題などが、民主化後、そして冷戦後の1990年代に大きく浮上した。朝鮮半島の戦時体制と韓国の権威主義体制の下では、元「慰安婦」問題や歴史問題について市民社会が異議提起できる余地は極めて小さかった。なぜなら、日韓国交正常化は、冷戦と反共主義の論理を優先し、脱植民地化の論理を封じ込める体制であったからである。ところが、このような制約条件は1980年代末の韓国の民主化と冷戦の終結によって変化し、権威主義政治体制の反共主義支配の下で半世紀も抑圧されてきた「記憶」が想起されるようになった。

「国内政治」というと、日本ではすぐに「反日感情を政権浮揚に利用している」「反日カード」という紋切り型の反応が出てくるが、これはきわめて表面的であって、ここでいう「国内問題」とは異なる。また、民主化後・冷戦後の韓国の歴史問題においては、日韓関係は一部であって、米韓関係やベトナムとの関係、国内の国家権力の乱用、国家暴力の被害者の名誉回復にまで対象が及んでいる。

三つ目の歴史問題＝「脱植民地化」問題という論点は、戦後史をさらにさかのぼる。日本の戦後の国家路線の枠組はサンフランシスコ平和条約と日米安保条約である。サ講和と日米安保の枠組みは、中国革命と朝鮮戦争によって作られたとあってよい。サ講和は残された戦後処理を後の二国間協定に託し、日本はビルマやフィリピンやベトナムなどと賠償協定を結んだ。しかし、日本が日清・日露の戦争で初めて獲得した海外植民地である台湾や朝鮮半島や長い侵略の経緯がある中国は、いずれもサ講和から排除された。

日本とアジアの脱植民地化において除外できない台湾、朝鮮半島、

中国が排除された要因は、中国の国共内戦と中国革命、朝鮮半島の国家分断と戦争、後に続く冷戦と深く絡んでいる。東アジアの内戦・分断・戦争・冷戦は、共産主義を封じ込めただけではなく、脱植民地化の世界史的課題をも封じ込めたのである。戦後アジアの冷戦と同盟は、「二重の封じ込め」体制であった。したがって、日韓の歴史問題とは、歴史をどのように評価するのかという認識の問題にとどまらず、戦後の東アジアの秩序形成にあたって封じ込められた脱植民地化問題だということになる。

四つ目。戦後補償裁判が 1990 年代初めに始まって以降、日本では日韓請求権協定の解釈について何度か国会でやりとりがあった。そこでは、日韓協定で「放棄」されたのは、政府の外交保護権であって個人や民間の請求権は消滅していない、という政府見解が繰り返し表明された（資料 3 参照）。ところが、多くの戦後補償裁判で日本の司法は、国家無答責の「法理」や、日韓請求権協定で「解決済み」との論理、時効にあたる「斥除期間」などの理由で請求を却下した。中国人強制連行訴訟でも請求は却下されている。

他方、韓国では 2005 年に日韓会談外交文書公開を促す司法判決が出て、政府は文書を全面公開した。それとともに、文書公開の後続対策のための民官共同委員会は、「慰安婦」問題などで日本の法的責任が残っているという見解を発表した（資料 4 参照）。続いて、2011 年 8 月には憲法裁判所が、元「慰安婦」や原爆被害者の個人の補償問題で韓国政府が日韓条約・協定に基づき外交紛争を解決しようとならないのは、基本的人権を規定した憲法に違反するという決定を下した（資料 5 参照）。さらに、2012 年 5 月に韓国大法院（最高裁）は、日本の裁判所における一連の戦後補償判決が植民地支配を合法とみていることに承服できない、三菱重工や新日鉄などの戦時強制徴用問題が日韓請求権協定の適用対象に含まれているとは見られない、との判決を下した。このように、元「慰安婦」問題、強制連行・徴用・労働問題で日韓の司法判決が大きく対立している。

朴槿恵大統領は、元「慰安婦」問題や強制連行・労働問題には取り組んでこなかった。前の大統領の李明博も同様である。では、李明博も朴槿恵も、なぜ元「慰安婦」問題を外交問題化せざるを得なかったのかといえば、上の憲法裁判所決定に原因がある。第 2 の

論点で指摘した民主化後の国内政治の変化は、司法判決にも及んでいるということが出来る。

元「慰安婦」問題や歴史問題に対しては、最低限度のルールを守ったうえで、いくつかの幅のある選択肢の検討が必要であろう。最低限のルールとは、たとえば、2013年の国連人権条約拷問禁止委員会の勧告——「政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること」——である（資料 6 参照）。被害者救済については、2000年代前半に日本国会に上程された戦時性被害補償立法や、2000年設立の中国人強制連行問題の「花岡平和友好基金」、あるいはドイツの「記憶、責任、未来」財団基金などが参照されてよいのではなかろうか。

最近、被爆者手帳を持つ人が 20 万人を切ったという報道に接した。被爆者の多くが亡くなっている。韓国原爆被害者や元「慰安婦」ハルモニも、その多くが亡くなっている。

2) 北朝鮮政策

東アジアの平和にとって、北朝鮮の核・ミサイル問題は避けて通れない。ここ 3-4 年こそ日本では中国脅威論が高まり、先の世論調査でも日本では北朝鮮脅威論より中国脅威論の方が高い。だが、核といえば北朝鮮、ミサイルといえば北朝鮮というイメージが、冷戦後の日米同盟の再定義や日米共同作戦計画、2000年代の有事法制の整備、MD（ミサイル防衛）、最近の集団的自衛権などで大きく作用してきたことは否定できない。

日韓は、北朝鮮の脅威や中国の脅威を前に歴史問題で対立を続けるべきではない、米国との同盟を共有しており市場経済と民主体制でも共通するではないか、米国を中心に結束せよ、という類いの議論がある。これは今年 3 月末の日米韓首脳会談や 4 月末のオバマ米大統領の訪日・訪韓のメッセージでもあった。こうしたメッセージは日本のリベラルなマスコミと韓国の中道・保守のマスコミもしばしば発している。ところが、北朝鮮の脅威という日韓の結束要因が機能しにくくなっていることが、近年の日韓の不和と閉塞に示されている。

先述したように、1965年の日韓国交正常化は、脱植民地化より

も冷戦・反共論理と日韓の開発協力を優先した。その日韓「65年体制」が大きく揺らいでいる。先述した脱植民地化問題の台頭に加えて、北朝鮮認識・政策をめぐる日韓関係の力学の変化が、65年体制の揺らぎの要因と考えられる。

日韓の北朝鮮認識・政策の差異は、1990年代末あたりから目立ってきた。1998年以來の金大中政権は北朝鮮への「太陽政策」（和解協力政策）を進めた。2003年以來の盧武鉉政権は「太陽政策」を継承する「平和繁栄政策」を推進した。その頃の日本は、北朝鮮のテポドン実験や日本人拉致「疑惑」（2002年に「疑惑」ではなく事実としての犯罪であることが確認）によって北朝鮮に厳しい政策を打ち出した。

冷戦と権威主義体制の時代の韓国の北朝鮮政策は「食うか食われるか」の熾烈な対立政策であったが、当時の日本は南北朝鮮の対立から一定の距離を置き、日韓協力を主軸としながらも北朝鮮に政経分離方式の対話・交流政策を展開した。かつての日本のアジア外交こそ「太陽政策」であったのかもしれない。ところが、冷戦時代の日韓の北朝鮮認識・政策と1990年代末以降の日韓の北朝鮮認識・政策を比べると、変化しただけでなく、逆転したという方が近い。

1990年代末から2006年頃にかけての韓国の脅威認識は、米国の軍事行動によって戦争に「巻き込まれる」恐れと、北朝鮮の核・ミサイルへの脅威が拮抗していた。一時期は、韓国で最も脅威に感じる国のトップは米国であった。それは特に、2002年6月のブッシュの「先制行動」ドクトリンによって「巻き込まれる」恐れが韓国の世論に拡大したことによる。

ただし、その後、韓国では北朝鮮脅威論が再び大きく高まることになる。2009年の核実験とミサイル実験、2010年の韓国哨戒艦沈没事件（天安艦事件）と延坪島砲撃事件のためである。さらに、北朝鮮は2012年12月に長距離ミサイル実験を、2013年2月に3回目の核実験を実施した。

このように、北朝鮮への脅威認識が韓国で改めて高まっているとはいえ、日本の北朝鮮認識とは依然として違いがある。2010年の哨戒艦沈没事件と延坪島砲撃事件の世論調査を見ると、これらの事件の「責任」はどこにあるかの問いに、金大中・盧武鉉前政権の「太陽政策」という回答と、李明博政権の「強硬政策」という回答が拮

抗し分裂している。しかも、北朝鮮の核保有の「責任」への回答もまったく同様に分裂している（資料7参照）。つまり、韓国世論においては、北朝鮮への脅威認識がありながらも、安全を損ない脅威を高めた責任所在の認識は大きく対立している。

朴槿恵政府は保守政権であり李明博前政権と同じ与党から当選した。だが、内政と北朝鮮政策で朴槿恵政府は李明博前政権との「差別化」を打ち出した。李明博前政権の失敗により、差別化せざるを得なかったといえよう。北朝鮮政策の「朝鮮半島信頼プロセス」がそれである。しかも、安倍内閣発足の頃の北朝鮮の長距離ミサイル実験、朴槿恵政府発足の頃の北朝鮮の3回目の核実験を受けても、朴槿恵政府は「朝鮮半島信頼プロセス」を維持した。

日本の「嫌韓」派や韓国のタカ派は、金大中や盧武鉉を「親北朝鮮」「従北」と揶揄したが、まさか朴槿恵を「親北朝鮮」とは呼べまい。せいぜい「親中」というにとどまる。朴槿恵は中国へのシンパシーを持つが、北朝鮮に対してはそうではない。では、なぜ朴槿恵政府は北朝鮮との対話政策を維持するのか。それは、李明博前政権の北朝鮮強硬政策が問題を緩和、解決するどころか、むしろ悪化させてしまった経験の考慮にあると考える。

今日の報告は日韓関係が主題だが、最近、日朝関係が再び動き出していることについて一言すれば、日本と朝鮮半島の関係が東アジアの安定と平和に寄与するには、日朝関係の正常化と諸懸案の解決が求められる。足かけ25年もの間、国交正常化交渉が進まず、拉致問題の交渉も動かないこの10年間は、地域の平和にとって大きなマイナスであった。その意味で、日朝平壤宣言に改めて言及した上で、拉致再調査と段階的制裁解除を進めることにした今回の日朝合意は歓迎される（資料8参照）。

3) 中国認識

東アジアの平和の争点の第3に、中国の軍拡と海洋進出問題、および米中関係と日中対立がある。胡錦濤政権（2003-13年）の後半まで中国は「平和的台頭」を掲げ、尖閣問題にもかかわらず東シナ海の日中共同開発の交渉が行われてきた。しかし、2010年春の韓国哨戒艦沈没事件後に米韓が黄海で軍事演習を繰り返すと、北朝鮮だけでなく中国もこれに強く反発し、さらに同年10月の尖閣近

海での中国漁船の衝突事件で日本と激しく対立した。東アジア共同体論議が大きく後退したのはこの頃である。

その後、こんにちまで中国の海洋進出と尖閣諸島をめぐる日中対立は深刻化する一方、日韓間には中国認識・政策のギャップが広がっている。

韓国と中国の国交正常化は日本に遅れること 20 年の 1992 年 8 月である。それ以前の韓国の中国認識は、朝鮮戦争で北朝鮮側に立って参戦した「敵」、北朝鮮を「使噓」する共産主義の「敵」であった。1971 年に中国が国連代表権を獲得し、1972 年に米国が中国と関係を改善し、同年に日本が国交を正常化した時、韓国政府（朴正熙大統領）は米国と日本を厳しく非難した。

1980 年代になると韓国にも中国への「市場」としての認識が出てきた。88 ソウル・オリンピックには中国も参加した。1989 年に天安門事件があったが、その後中国が改革・開放を本格化させ、韓国は中朝同盟を形骸化させることと中国市場への進出という二重の効果を狙って、中国と国交を樹立し、台湾（中華民国）と断交した。

中韓国交正常化から 20 数年が過ぎ、韓国経済における中国の比重は高まり、貿易では米国、日本の比重を上回るようになった。2013 年には韓国の輸出総額のうち対中輸出は 26% に達し、対日輸出の 6% を大きく上回っている。投資に関しては、もともと韓国の対日投資はそれほど多くなかったのに加えて、対中投資が大きく増え、対米投資と 1 位、2 位を争ってきた。経済面でいえば、韓国は中国向けの北方シフトおよび西方シフトとなって久しい。

実は、韓国でも中国への警戒心はかなり強いのだが、日本の中国脅威論があまりに強すぎて、そのことがかすんでしまうほどである。韓国の中国認識は複雑であり、肯定面と否定面が激しくしのぎを削っている。

一方、日本における韓国イメージと中国イメージはしばしば重なるようだ。端的な例に、「韓国と中国の反日共同戦線」という幻想がある。日本の嫌中・嫌韓ビジネスは一体である。2012 年 9 月の日本政府による尖閣諸島の国有化と、同年 8 月の韓国大統領の竹島上陸が相次いだことも日本の国民感情に影響しているだろう。伊藤博文を暗殺した安重根の記念館をハルビン駅に開設する中韓交

渉に対して、安倍内閣は逐一、過剰な反発を示した。

韓国の中国認識・政策は、「反日共同戦線」なのか？報告者は、そうではないと考える。韓国の中国認識を規定しているのは、朝鮮半島のいわば「地政学」であると思われる（正確には、地政学認識の変化であるが、煩雑になるので、ここでは簡略化する）。

朝鮮半島は陸のパワーである中国と海のパワーである米国のはざまにある。陸のパワーにはソ連・ロシアを、そして海のパワーには日本を付け加えてもよい。近代以降に限ってみても、朝鮮半島は陸のパワーと海のパワーの角逐にさらされてきた。さらに、冷戦後の北朝鮮の核・ミサイル開発によって韓国は米朝核対立のはざまに立たされることになった。米朝核対立のはざまの韓国がとりうる選択肢は、対米同盟による北朝鮮の抑止と、中韓関係による北朝鮮の安定化を両立させることである。韓国は、中国の経済的なプレゼンスの増大だけでなく、米中対立、日中対立、米朝対立の3重のはざまにあって、安定と平和と繁栄の選択肢を考えざるを得ない（資料9参照）。

日本においては中韓関係に対して、「反日共同戦線」という幻想とは別の感情的な反発もあるようだ。韓国は日本と同じ民主主義なのに、なぜ、「一党独裁」の中国に肩入れするのかというものである。これをもう少し上等に表現するならば、「日本と韓国は民主主義政治体制を共有しているのだから、北朝鮮や中国などの脅威に対して緊密に協調して対応すべき」となるだろう。

「民主主義」の価値や理念を安全保障に絡めて考える傾向は近年、強まっている。「民主主義同士は戦争をしない」という「民主的平和論」が国際政治学にもある。かつて麻生内閣は「自由と繁栄の弧」を語り、現安倍内閣は「価値観外交」を唱えた。しかし、反証事例も事欠かない。ASEANの拡大・安定・平和、冷戦と権威主義体制時代の韓国と日本の友好関係、天安門事件から天皇訪中のころの日中関係、などである。

民主主義と人権は普遍的な価値・理念だと考える。しかし、その理念が安全保障政策で活用されるときには十分に注意すべきである。なぜなら、「正しい理念」が間違った戦争に動員されてきた痛恨の経験があるからである。

とはいえ、政治的抑圧や経済的貧困を相手国の内政だからと放置

しておいてよいのか、地域の平和とは無関係なのか。ジレンマである。

平和な国際関係と民主主義や人権などの普遍的理念の関係を筆者は次のように考える。民主主義や人権は目標価値であって、国際社会と地域がそこに到達するまでには、異なる価値や理念が相互に尊重され共存することが、地域の平和には望ましくかつ現実的である。東アジアの平和の障害は、非民主的な体制や人権抑圧に求めることができると同時に、非民主的な体制や人権抑圧を理由に行使される軍事的圧力も、東アジアの平和の障害である。

4. おわりに

東アジアの平和を増進しようとするときに、日韓の認識と政策の隔たりや相互の国民感情の反発は、軽視できない「障害」である。そこでこの報告では、日韓のイメージ・ギャップから始まって、両国の歴史問題、北朝鮮政策、中国認識などの摩擦や対立を概観した。

日韓関係の特質＝間接的同盟と市場経済・民主体制の共通性を考慮すると、日韓対立は国際政治学から見れば「変則」である。はたして、この「変則」とどのようにつきあい、どのように取り組んでいくのか。

摩擦と対立を解き地域の平和を増進するうえで求められるのは、摩擦や対立に痺れを切らすのではなく、腰を据えてじっくりと取り組むことであろう。痺れを切らして「弱腰」外交を嘆き、国内向けに威勢のよい言動を振りかざすよりも、相手のある外交を「粘り腰」で進めることが求められていると考える。

資料1：集团的自衛権などに関する『朝日新聞』世論調査 (%) 抜粋

設問 (要旨)	回答選択肢	日	中	韓
日本の集团的自衛権は 東アジアの平和と安定に	プラスの面	29	3	9
	マイナスの面	60	94	88
日本の集团的自衛権と 日米軍事協力の強化で 東アジアの軍事的緊張は	軍事的な緊張が高まる	65	91	78
	そうは思わない	29	5	21
中国の軍事・経済的な 大国化はアジアの平和と 安定に	プラスの面	12	86	38
	マイナスの面	79	12	57
軍事的に脅威を感じる国	アメリカ	5	42	4
	ロシア	1	3	0
	日本	—	42	20
	中国	55	—	10
	韓国	2	2	—
	北朝鮮	29	3	65
	インド	0	2	0
	ベトナム	0	2	0
	その他の国 とくにない	0 5	0 3	0 1
日本が	好き	—	11	4
	嫌い	—	74	67
	特にどちらでもない	—	13	29
中国が	好き	4	—	13
	嫌い	51	—	19
	特にどちらでもない	43	—	68
韓国が	好き	8	48	—
	嫌い	34	19	—
	特にどちらでもない	57	33	—
安倍首相の靖国神社参拝 は	よかった	41	0	1
	よくなかった	47	95	97
元「慰安婦」に対して 日本政府は	正式な補償をすべきだ	26	—	95
	正式な補償はしなくてよい	63	—	5

日本は戦後 70 年間、平和	歩んできた	93	36	19
国家の道を	歩んでこなかった	4	62	79

出所：『朝日新聞』2014年4月7日。

資料 2：日韓共同宣言—21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ（1998 年 10 月 8 日）抜粋

2. 両首脳は、日韓両国が 21 世紀の確固たる善隣友好協力関係を構築していくためには、両国が過去を直視し相互理解と信頼に基づいた関係を発展させていくことが重要であることにつき意見の一致をみた。

小淵総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。…

3. …金大中大統領は、戦後の日本の平和憲法の下での専守防衛及び非核三原則を始めとする安全保障政策並びに世界経済及び開発途上国に対する経済支援等、国際社会の平和と繁栄に対し日本が果たしてきた役割を高く評価した。…

出所：外務省ウェブサイト。

資料 3：日韓請求権協定「完全かつ最終的に解決」の日本政府解釈（121-参-予算委員会-3 号、1991 年 8 月 27 日）抜粋

政府委員（柳井俊二君） ただいまアジア局長から御答弁申し上げたことに尽きると思っておりますけれども、あえて私の方から若干補足させていただきますと、先生御承知のとおり、いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。

その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っており

ます外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。

出所：国会会議録検索システム。

資料 4：日韓会談外交文書公開後続対策民官合同委員会見解（2005年 8 月 26 日）抜粋

- ・ 韓日請求権協定は基本的に日本の植民地賠償を請求するためのものではなかったうえ、サンフランシスコ条約第 4 条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであった。
- ・ 日本軍慰安婦問題など日本政府・軍などの国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定によって解決されたとみることとはできず、日本政府の法的責任は残っている。
- ・ サハリン同胞、原爆被害者問題も韓日請求権協定の対象に含まれなかった。

出所：国務調整室報道資料（韓国語）、2005年 8 月 26 日。

資料 5：「慰安婦」・原爆被害者問題への韓国憲法裁判所決定（2011年 8 月 30 日）要旨

・・・請求人らが日本国に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が、「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」第 2 条第 1 項によって消滅したか否かに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第 3 条が定めた手続に従って解決しないでいる被請求人の不作為は、違憲であることを確認する。・・・

出所：<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/kai/news/news38.pdf>。

資料 6 : 「慰安婦」問題に関する国連人権条約拷問禁止委員会最終所見 (2013 年) 抜粋

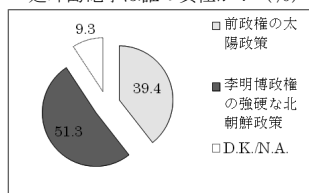
…本委員会一般勧告第 3 号を想起しつつ、本委員会は締約国に対し、即時かつ効果的な立法的および行政的措置をとり、「慰安婦」の諸問題について被害者中心の解決策をとるよう強く求める。特に:

- (a) 性奴隷制の諸犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑をもって処罰すること
- (b) 政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること
- (c) 関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること
- (d) 被害者の救済を受ける権利を確認し、それに基づき、賠償、満足、できる限り十分なりハビリテーションを行うための手段を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと
- (e) 本条約の下での締約国の責務に対するさらなる侵害がなされないよう予防する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めること。

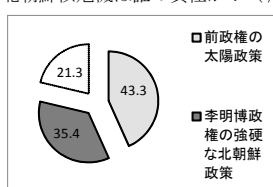
出所 : <http://wam-peace.org/ianfu-mondai/intl/un/>。

資料 7 : 北朝鮮の延坪島砲撃と核兵器開発に関する韓国の世論調査

延坪島砲撃は誰の責任か? (%)



北朝鮮核危機は誰の責任か? (%)



出所 : EAI Issue Briefing on Public Opinion, Jan. 17, 2011.

資料 8：拉致再調査と段階的制裁解除の日朝合意文書（2014 年 5 月 29 日）抜粋

双方は、日朝平壤宣言にのっとり、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現するために、真摯（しんし）に協議を行った。

日本側は、北朝鮮側に対し、1945 年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請した。

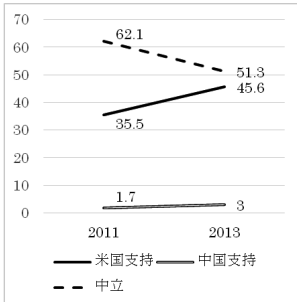
北朝鮮側は、過去北朝鮮側が拉致問題に関して傾けてきた努力を日本側が認めたことを評価し、従来の立場はあるものの、全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明した。

日本側は、これに応じ、最終的に、現在日本が独自に取っている北朝鮮に対する措置（国連安保理決議に関連して取っている措置は含まれない）を解除する意思を表明した。…

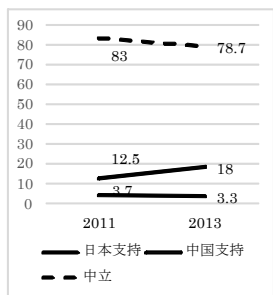
出所：『朝日新聞』2014 年 5 月 30 日。

資料 9：米中対立、日中対立への韓国世論の動向

米中の深刻な葛藤時の韓国の対応（％）



日中の深刻な葛藤時の韓国の対応（％）



出所：チョン・ハヌル、2013、『EAI 2013 政治安保意識調査：安保危機と韓国人の安保意識』（韓国語）EAI。